

# 広報すもと広告掲載取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、洲本市が発行する広報すもとに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(掲載基準)

**第2条** 広告掲載に当たっては、広報紙としての品位を損わないよう、一般社会常識にのっとり、市民の側に立って掲載の可否を決定する。基本的には、次に該当する場合は、掲載をしない。

- (1) 政治活動及び宗教活動に関係あるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (4) 必要以上に消費者の購買欲等をそそると思われるもの
- (5) 社会問題等についての意見広告であるもの
- (6) 名刺広告及びこれに類すると思われるもの
- (7) 貸金業等、いわゆる「町の金融」に関するもの
- (8) 市民の健康上好ましくないと思われるもの
- (9) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）等に抵触するもの
- (10) あたかも市が推奨していると思われる表現のもの
- (11) その他広報紙に掲載することが不適当と広報すもと広告審査委員会が認めるもの

(掲載の位置)

**第3条** 広告を掲載する位置は、広報すもとの1頁から3頁まで及び最終頁を除く各頁の下一段とする。ただし、臨時発行の場合は、その編集状況に応じて市長が決定する。

(広告の大きさ)

**第4条** 広告の大きさは、一段通し（以下「1種広告」という。）及び二分の一段（以下「2種広告」という。）とする。

2 1種広告の大きさは、縦4.0センチメートル、横18.0センチメートルとし、2種広告は、縦4.0センチメートル、横8.8センチメートルとする。

(広告掲載料の額)

**第5条** 掲載1回当たりの広告掲載料は、1種広告25,000円、2種広告13,000円とする。

2 連続して6か月以上又は1年間に6回以上広告を掲載するときは、1か月当たりの広告掲載料をそれぞれ15,000円、8,000円とする。

(広告の申込)

**第6条** 広報すもとに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（別記様式）に掲載しようとする版下を添えて、広報すもとを発行する15日前までに企画情報部秘書課に提出するものとする。

(広報すもと広告審査委員会の設置)

**第7条** 市民の側に立った適正な広告を掲載するため、広報すもと広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員長は、副市長（複数の場合は、市長の指名する副市長）を充て、委員には、総務課長、財政課長、秘書課長及び商工観光課長を充てる。

(決定)

**第8条** 委員会は、第6条の申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、掲載できない場合は、その旨を申込者に通知する。

(広告掲載料)

**第9条** 広告掲載料は、原則として前納とし、還付はしない。ただし、申込者の責めによらない理由によって広告を掲載できなかった場合は、この限りでない。

(掲載方法)

**第10条** 掲載は、申込内容を委員会で審査し、受付順に掲載する。

2 掲載頁については、委員会が決定する。

3 広告は一色刷りとし、「広告」の字句を挿入する。

(一般記事)

**第11条** 諸団体の広告のうち、その団体の事務局を市が担当しているもの、又はその特定の行為について市がそれを後援又は援助しているもので、市長が特に必要性を認める場合は、広報紙的一般記事として掲載することができる。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が指示し、又は決定する。

## 附 則

この告示は、平成18年2月11日から施行する。

附 則（平成19年4月1日告示第25号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年1月8日告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）